

(4) 決裁遅延

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
健康医療部 保健医療室 健康づくり課 地域保健課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <p>《健康医療部保健医療室健康づくり課》</p> <p>1 平成25年度障がい者歯科診療センター業務委託</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年6月28日 (契約日を同年4月1日としてよろしいかの伺文あり)</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年6月24日 決裁日：平成25年6月28日</p> <p>(4) 委託料の額：23,800,000円</p> <p>2 検診精度管理基礎調査業務委託</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年5月28日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年6月10日</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年6月6日 決裁日：平成25年6月9日</p> <p>(4) 委託料の額：5,167,000円</p> <p>3 平成25年度8020運動推進特別事業委託</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年9月17日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年9月17日 (決裁日を同日としてよろしいかの伺文あり)</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年9月26日 決裁日：平成25年10月7日</p> <p>(4) 委託料の額：2,007,000円</p> <p>4 発達障がい者・高次脳機能障がい者等8020運動推進特別事業委託</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年9月25日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年9月25日 (決裁日を同日としてよろしいかの伺文あり)</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年9月26日 決裁日：平成25年10月15日</p> <p>(4) 委託料の額：1,999,000円</p> <p>5 平成25年度がん登録事業委託業務</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年4月1日 (施行日を同日としてよろしいかの伺文あり)</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>業務委託等契約事務及び、補助金の交付事務において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条（支出負担行為）及び第64条（契約書の作成）の規定に違反している。</p> <p>起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 (支出負担行為)</p> <p>第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>(契約書の作成)</p> <p>第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。 (以下略)</p>	<p>平成26年10月に、室・課内職員に監査結果の情報共有を行い、大阪府財務規則の規定を踏まえた委託契約事務及び補助金交付事務のルールについて周知徹底を図った。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等関係法令に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

	<p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年5月16日 決裁日：平成25年5月27日</p> <p>(4) 委託料の額：9,660,000円</p> <p>《健康医療部保健医療室地域保健課》</p> <p>6 平成25年度精神科救急医療体制整備事業</p> <p>(1) 事業実施期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日</p> <p>(2) 契約日：平成25年4月1日 (契約開始日を同日としてよろしいかの伺文あり)</p> <p>(3) 経費支出伺の起案日：平成25年4月22日 決裁日：平成25年8月15日</p> <p>(4) 委託料の額：4,887,614円</p>		
--	---	--	--

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 中小企業支援室 商業・サービス産業課 ものづくり支援課 金融課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <p>《商工労働部中小企業支援室商業・サービス産業課》 7 大阪起業家スタートアップ補助金交付 (1) 交付決定日：平成25年12月27日 (2) 経費支出伺の決裁：平成26年3月31日 (3) 支出額：1,000,000円</p> <p>《商工労働部中小企業支援室ものづくり支援課》 8 ダイジェスト版「ものづくり紹介冊子」制作業務委託 (1) 契約期間：平成26年1月8日～同年3月31日 (2) 経費支出伺の決裁：平成26年3月4日 (3) 支出額：908,250円</p> <p>《商工労働部中小企業支援室金融課》 9 研修会場の借上げ（施設使用申込の後に、経費支出伺の決裁を行っていた。） (1) 施設使用申込み：平成25年11月19日 (2) 経費支出伺の決裁：平成26年1月22日 (3) 支出額：72,640円</p>	<p>【是正を求めるもの】</p> <p>業務委託等契約事務及び、補助金の交付事務において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条（支出負担行為）及び第64条（契約書の作成）の規定に違反している。</p> <p>起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p>	<p>職場内研修を実施し、今回の監査結果とともに、過去に他の所属で指摘のあった主な事例を紹介するなど注意喚起を行った。併せて、会計局資料を基に、府財務規則等に基づく契約事務のルール等について、周知・徹底した。</p> <p>また、会計局開催の研修への参加を通じて、職員の意識向上を図った。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 労政課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ キャリア支援グループ専用電話代及びFAX代の支出 <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約期間：平成25年4月1日～平成26年3月31日 (2) 経費支出伺の決裁：平成25年5月27日 (3) 支出額：104,000円 ○ 雇用推進室における複写サービス契約 <ul style="list-style-type: none"> (1) 契約期間：平成25年4月1日～平成27年9月30日 (2) 経費支出伺の決裁：平成25年5月8日 (3) 支出額：80,000円 	<p>業務委託等契約事務及び、補助金の交付事務において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条（支出負担行為）及び第64条（契約書の作成）の規定に違反している。</p> <p>起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>（契約書の作成） 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> </div>	<p>契約事務のルール等の周知徹底を図るため、職員に対し、監査結果を周知するとともに、不適正会計防止に係る庁内ウェブページ及び部内会計事務研修資料を活用することで、職員の知識と意識の向上を図った。</p> <p>今後とも、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行う。</p>

対象部局室課名	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 雇用推進室 就業促進課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に行われていた。</p> <p>○ O S A K Aしごとフィールド運営事業委託 (1) 契約期間：平成25年8月12日～平成29年3月31日 (2) 経費支出伺の決裁：平成25年9月24日 (3) 支出額：95,591,000円</p> <p>○ 高卒生キャリア支援プロジェクト事業委託（平成25年度分の経費支出伺の決裁が、業務開始の後に行われていた。） (1) 契約期間：平成25年2月1日～平成26年1月31日 (2) 平成25年度分経費支出伺の決裁：平成25年4月24日 (3) 支出額：433,455,041円</p>	<p>業務委託等契約事務及び、補助金の交付事務において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条（支出負担行為）及び第64条（契約書の作成）の規定に違反している。</p> <p>起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>（契約書の作成） 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p> </div>	<p>課内職員に対し、監査結果とともに再発防止を周知・徹底した。</p> <p>併せて、会計事務ポータルサイト及び部内チームサイトにアップされている部内会計事務研修（平成26年8月実施）について情報提供を行い、職員の意識向上を図った。</p> <p>今後とも、会計事務研修等への積極的な参加等を通じて会計事務知識のスキルアップを図り、適正な事務処理に努めていく。</p>

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
商工労働部 人材育成課	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に 行われていた。</p> <p>14 夕陽丘高等職業技術専門校在職者訓練（テクノ講座）委託 (1) 契約締結・業務開始：平成25年9月25日・平成25年10月1日 (2) 経費支出伺の決裁：平成26年3月28日 (3) 支出額：468,435円</p>	<p>【是正を求めるもの】 業務委託等契約事務及び、補助金の交付事務において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条（支出負担行為）及び第64条（契約書の作成）の規定に違反している。 起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p>【大阪府財務規則】 （支出負担行為） 第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。 2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>（契約書の作成） 第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p>	<p>本件については、課内職員で監査結果の情報共有を行い、大阪府財務規則の規定を踏まえた委託契約事務のルールについて、グループ内会議での周知を行った。また、事務手続上の注意事項一覧を作成し案件綴りの表紙裏に貼付することで注意喚起を図った。 今後は、大阪府財務規則等に基づき、適正な事務執行に努める。</p>